

国分寺市の庁舎耐震問題に伴う庁舎機能仮移転等実施計画案

国分寺市庁舎計画等対策本部

第1 はじめに

国分寺市の庁舎耐震問題に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、仮移転先及び組織等の配置に関する具体的な計画を明確にするため、国分寺市の庁舎耐震問題に伴う庁舎機能仮移転等実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

第2 実施計画の決定

以下に掲げる日程により国分寺市庁舎計画等対策本部（以下「本部」）を開催し、実施計画を定めるものとする。

(1) 第5回国分寺市庁舎計画等対策本部（平成19年6月29日開催。以下「第5回本部」という。）

(2) 第6回本部（平成19年7月11日開催。以下「第6回本部」という。）

(3) 第7回本部（平成19年7月31日開催。以下「第7回本部」という。）

※第6回本部、第7回本部で追加

(4) 第8回本部（平成19年8月22日開催。以下「第8回本部」という。）

※第8回本部で追加

(5) 第9回本部（平成19年9月11日開催。以下「第9回本部」という。）

※第9回本部で追加

第3 決定事項

本部において決定された仮移転先及び組織等の配置は以下のとおりとする。

※第6回本部で「第2」を「第3」へ繰り下げ、柱書を改正

1 仮移転が可能な施設

(1) 構内仮移転施設（基本計画第10(2)②に定めるものをいう。）

ア 仮設庁舎（基本計画第7に定めるものをいう。以下同じ。）

イ 第3庁舎（耐震診断調査実施後）

ウ 第4庁舎

エ 監査委員事務局棟

オ プレハブ第3・第4会議室

カ 防災行政無線基地局室

キ 旧東京都防災無線室

ク 附属棟

※第6回本部で「ク 附属棟」を追加

(2) 市内仮移転施設（基本計画第7に定めるものをいう。）

ア 清掃センター（駐車場機能を含む。）

- イ ひかりプラザ
- ウ どんぐりの山保育園棟
- エ 旧UFJ銀行国分寺支店

※ 第6回本部で「ア 清掃センター」を「ア 清掃センター(駐車場機能を含む。)」に改め、「カ NTT国分寺ビル」を追加、

※ 第7回本部で、「オ 旧UFJ銀行国分寺支店」を削除し、「カ NTT国分寺ビル」を「オ NTT国分寺ビル」に改める。

※ 第8回本部で、「オ NTT国分寺ビル」を削除し、「オ旧UFJ銀行国分寺支店」を加える。

※ 第9回本部で、「エ 旧太平信用金庫国分寺支店(耐震診断調査実施後)」を削除し、「オ旧UFJ銀行国分寺支店」を「エ 旧UFJ銀行国分寺支店」に改める。

2 仮移転する組織等

(1) 仮設庁舎へ配置する組織等は以下のとおりとする。

- ア 市民生活部市民課 (フロアマネージャーを含む。)
- イ 福祉保健部保険課
- ウ 出納取扱店派出所
- エ 総務部総務課 (当直)
- オ 総務部課税課
- カ 総務部納税課
- キ 会計課
- ク 議会
- ケ 市民生活部経済課

※第6回本部で番号を(1)を1に、(1)から(8)をアからクに改め、「キ 市民生活部経済課」を削除し、「ク 議会」、「ケ 監査委員事務局」を追加

※第7回本部で、「ケ 監査委員事務局」を削除し、「ケ 市民生活部経済課」を追加

(2) 旧東京都防災無線室へ配置する組織等は、総務部総務課(電話交換業務)とする。

(3) 第3庁舎又は第4庁舎へ配置する組織等は次のとおりとする。

- ア 市長
- イ 副市長
- ウ 秘書課

※第6回本部で追加

※第7回本部で「エ総合情報課」を削除

(4) 清掃センターへ配置する組織等は、環境部環境計画課とする。

※第6回本部で追加

(5) どんぐりの山保育園棟へ配置する組織等は、環境部下水道課及び監査委員事務局とする。

※第6回本部で追加

※第7回本部で「どんぐりの山保育園棟1階」を「どんぐりの山保育園棟」に改める

※ 第8回本部で監査委員事務局を加える

(6) 東京都東恋ヶ窪浄水所へ配置する組織等は、環境部水道課とする。

※第6回本部で追加

(7) 旧UFJ銀行国分寺支店へ配置する組織等は、次のとおりとする。

ア 都市建設部都市計画課（まちづくりセンターを含む。）

イ 都市建設部建築指導準備室

※第6回本部で追加

※ 第8回本部で「(8)NTT 国分寺ビル」を「(8)旧UFJ銀行国分寺支店」に改める

(8) 第3庁舎又は第2庁舎へ配置する組織等は次のとおりとする

ア 政策部政策経営課

イ 政策部財政課

ウ 総務部総務課（一部）

エ 都市建設部緑と水と公園課

※第6回本部で追加

※ 第7回本部で「エ 市民生活部経済課」を削除し、「エ 都市建設部緑と水と公園課」、「オ 監査委員事務局」を追加

※ 第8回本部で「オ 監査委員事務局」を削除

(9) 監査委員事務局棟へ配置する組織等は次のとおりとする。

ア 総務部職員課

イ 総務部総務課（一部）

※第6回本部で追加

(10) ひかりプラザへ配置する組織等は教育委員会（ふるさと文化財課を除く。）及び市民生活部文化コミュニティ課（市民活動センターを含む）とする。

※第6回本部で追加

※第9回本部で「(4) 旧太平信用金庫国分寺支店へ配置する組織等は、市民生活部文化コミュニティ課(市民活動センターを含む)とする」を削除し、(5)以下の番号を繰り上げる。

※第6回本部で追加

(11) 西元町文化財施設（国分寺市土地開発公社所有施設）へ配置する組織等は、教育委員会ふるさと文化財課とする。

※第6回本部で追加

(12) 清掃センターの駐車場へは、庁用車（一部緊急車両等を除く）を配置する。

※第6回本部で「(14) 附属棟へは、オープナーを配置する。」を追加し、第7回本部で削除

※第9回本部で「(一部緊急車両等を除く)を追加

(13) 附属棟へ配置する組織は総合情報課（オープナーを含む。）とする。

※第8回本部で追加

付 則 この実施計画は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

付 則 この実施計画は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

※第6回本部で追加

付 則 この実施計画は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

※第7回本部で追加

付 則 この実施計画は、平成 19 年 8 月 22 日から施行する。

※第8回本部で追加

付 則 この実施計画は、平成 19 年 9 月 11 日から施行する。

※第9回本部で追加